



Title	馬王堆帛書『明君』の思想史的意義
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 1988, 6, p. 1-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60833
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

馬王堆帛書『明君』の思想史的意義

湯 浅 邦 弘

序 言

一九七三年に長沙馬王堆漢墓より出土した諸文献は、中国古代思想史研究に再検討を迫る貴重な資料として注目を浴びている。本稿では、これら馬王堆帛書の内、古佚書『明君』を取り上げ、その思想史的意義について考察を加えることとした。

馬王堆帛書として著名なのは、『老子』甲本・乙本であるが、ここで取り上げる『明君』は、その『老子』甲本の巻後に位置する四種の古佚書の内の一つである。その筆写年代を確定することはできないものの、『老子』甲本・乙本及び他の三種の古佚書同様、漢の高祖劉邦の諱を避けていないことなどから、一つの有力な可能性として、劉邦晩年までの時期をその下限として想定することができる。また、諸国の分裂・戦闘状態を前提とし、天下統一への強烈な指向を見せるなどの内容上の特色から推測すれば、その成立時期は概ね戦国末期と見ておくのが妥当であるように思われる。

『明君』は「明君の実」「人君の大務」とは何かという君主の問いに対して、「臣」が自説を奏上するという君臣問答体の形態をとる。ただ問答体とは言つても、資料のほとんどはこの臣下の論述によって占められており、君主の側にはこれと言つた主張は見られない。即ちこの文献は、問答体の体裁を採りつつ、結局は「臣」の思想を披瀝したものと言える。

『明君』という書名は、初めから帛書に記されていたものではなく、右の如くこの古佚書が「明君」とは如何にあるべきかを論じているところから、『馬王堆漢墓帛書』の編者・国家文物局古文献研究室によって仮に命名されたものである。^①従つて、その原題は未詳であり、『漢書』芸文志に記されているいすれかの古佚書に比定し得るのか、或いは芸文志成立の時期以前に夙に亡佚してしまっていたのか等についても、現在のところ、全く謎に包まれて いる。

こうした名もなき文献をここに取り上げるのは、その内容が思想史の展開を辿る上で極めて重要であると思われるからに他

ならない。古佚書『明君』の主題は、諸國の分裂・戰闘状態をいかに終息させ、いかに天下統一を実現させるか、という点で貫している。そして、非常に概括的な言い方をすれば、そこには儒家的な側面と法家的な側面との共存状態を見ることができる。しかも、それらが無意味に併存しているのではなく、全体として一応の整合性を保っているように思われる。

先秦から漢代に至る儒法両思想の展開を探ろうとする時、この『明君』は、容易には閑却し得ない思想的特色を備えていると言えよう。また、従来の思想史研究において、戦国末から漢初に至る一世紀余りの時期は、中国世界の混乱による資料的制約から、若干の空白状態を呈している。そうした意味においても、戦国末期に成立し、漢代初期までに筆写されたと思われる『明君』は、極めて重要な資料であると思われる。本稿が、馬王堆漢墓帛書『明君』を取り上げるのは、こうした理由による。

一、法家的側面の検討

先ず、以下の二章では、『明君』の思想を便宜上、法家的側面

面、儒家的側面に区分した上で、各々検討を加える。法家・儒家という言葉は漠然としているが、ここでは、商鞅・韓非に代表される先秦の法家思想、孔子・孟子に代表される先秦の儒家思想に各々限定し、考察を進めて行きたい。

本章では先ず、『明君』の思想的特色の内、法家的側面につ

いて検討を加える。

そこで先ず注目されるのが、「明君」という「名」とその「実」とに対する以下のよな議論である。

臣以ら明君には必ず実有り。明君の実とは奚何。曰く、君、

小なれば則ち能く大と為し、弱なれば則ち能く強と為す。

□□して能く自ら尊きなり。此れ明君の実なり。曰く、君、奚ぞ得て尊き。曰く、戦勝すれば則ち君尊し。地を攻取して□□□□□□地者。務めは攻戦して止むるに在り。是以て賢士明君、其の攻戦に存るを知るなり。故に邦国を

挙げて兵を積む。(I)

この一段は、明君には必ず実がある、との臣の発言に始まる。では「明君の実」とは何か、という君主の問いに對し、臣は、「小なれば則ち能く大と為し、弱なれば則ち能く強と為す」とにより、「能く自ら尊き」結果を得ることであると答える。更に、「自ら尊き」結果は、具体的には「戦勝」「取地」によつて齊されると説く。従つて、その責務が「攻戦に存る」ことを熟知している「賢士明君」は軍事力の強化に心血を注ぐのである、と力説する。

ここでは、「明君」という名に對する「実」の充実が要求されている。当時の思想界において、こうした名実論は学派の対立を越えた共通の課題であり、荀子は正名論を、韓非子は刑名參同術を各々の立場から主張し、更に、後に名家と呼ばれる人々は、名実論を主要な思想的課題として専論したのである。従つ

て、名と実の関係について論ずることそれ 자체には、さしたる新味は感じられない。ところが、ここで問題にされている「実」の内容は、軍事力の増大・強化、そして勝利である。明君といふ名は戦勝という実によって初めて初めて充たされるという主張は、他の名実論に比べて極めて過激な、また当時の歴史的状況を考えれば極めて現実的な名実論であったと言ふことができるよう。もつとも、韓非子の如き明確な刑名參同の主張は見られず、従つて、明君という「名」と戦勝という「実」とを如何に照合するか、という側面については、充分な思考がなされていないとも言える。しかしながら、明君という美名を真の美名たらしめるのが軍事力の増強と戦勝にあるとした点は、峻厳な富国強兵策によって戦国の世を戦ち抜き、強大な軍事力を背景に中国世界の統一を図らんとした商鞅・韓非子の立場を彷彿とさせるものがある。『明君』における法家的側面として注目されるのは、先ずこうした明君の「実」の内容である。

次に注目されるのは、以下の如き尚賢論である。『尚賢』も右の「名実」同様、学派の対立を越えて盛んに議論された思想的課題であった。特に儒・墨の尚賢論は名高い。では、『明君』における尚賢論は如何なる特色を備えているのであらうか。

- ・天下の良を聚めて独り之を有つ。故に能く犯強たり。強ければ則ち天下を制す。(I)
- ・故に曰く、材を論じて職を酬し、功を論じて賞慶を厚くし、□□□□□而して令行わる。(I)

『明君』における尚賢論の特色は、右の如く、天下中から有用な人材を選抜して独占せよ、と説く点にある。「賢」の内容については明確な定義はなされていないが、「天下の良を聚めて独り之を有つ」ことにより、「犯強」となり「天下を制す」ことが可能である、との主張から推せば、それは恐らく、人徳を備えた儒家的賢者を指すのではなく、国家の強大化に機能的に作用する法家的賢者を意味すると考えられる。この点は、商鞅・韓非子同様、「材を論じて職を酬し」の如く職分を限定した上で、「功を論じて賞慶を厚くし」の如く能力・結果を重視する態度からも容易に窺うことができる。

かくの如く、君主によって厳選され独占される「天下の良」が「制天下」に直結する材士を意味することは、先の「明君」像と相俟つて重要である。先に君主の側は、明君という名に対する軍事的勝利という実を要求されていた。つまり、ここに説かれる君・臣は、「戦勝」「制天下」という同一目標の下に設定され、互いに密接な関係を持たされているのである。かかる主張は、諸国の分裂と間断な戦闘という危機的状況を前提としなければ理解し難い見解である。

それでは次に、こうした戦争をめぐる『明君』の主張に耳を傾けることにする。先ず、前記の名実論・尚賢論からも明らかに如く、戦争は天下統一に至る重要な手段として評価されてい

是の故に善く戦う者は其の城圍まれず、善く守る者は其の

地亡われず。守戦は邦の大務なり。而して賢君独り焉を積む。故に敵なし。 (I)

「守戦は邦の大務」であることを充分に認識した「賢君」のみが天下を制圧し得るのであるとの主張は、富国強兵を掲げて天下統一への道を邁進した秦帝国の姿を想起させる。そこには、戦争そのものに対する批判や躊躇はほとんど見られない。そればかりか、むしろ逆に、侵略される側の不備が次の如く責められている。

今、夫れ万家の衆、百里の地、此れ其の宝と為すもの多し。已にして人主、守禦・戦闘の勝理有るに非ず。以為らく、鄰敵必ず之を危ぶまん。故に利は愈々大にして、天下の之を欲するや愈々甚し。 (I)

国内に「利」「宝と為すもの」を抱えながら、それを「守禦・戦闘」して勝利を収め得る「理」を、世の君主達は知らない。それでは「鄰敵必ず之を危ぶ」むことにならう、との警告は、侵略する側の非ではなく、侵略される側の不備を厳しく追及したものと言えよう。ここでは、商鞅の軍爵制や韓非子の信賞必罰の主張同様、「利」を追求する人間の「欲」は、自明のこととして認められている。欲望を抱くことには非があるのではなく、「利」を諸国のために晒しながら「守禦・戦闘の勝理」を知らず、鄰敵の進攻を阻止し得ないことにこそ非があるのである、と『明君』は警告する。

かかる主張は、中国世界の分裂と悲惨な侵略戦争とを目の当

たりにし、人間の欲望の凄まじさに危機感を抱いて形成されたものと考えられる。隣国の人々に対し、欲望を断てと呼びかける努力を放棄したとも言える『明君』は、正しく戦国末期の所産と言えるのではなかろうか。

但し、自國の人間が抱く欲望については、やや事情を異にする。商鞅や韓非子も、自國の民の欲望を如何にして富国強兵へと転化させるかに苦慮し、それがかの軍爵制や信賞必罰の主張を生み出す契機になったと思われる。

『明君』においても、自國の君主の個人的奢侈が次の如く組上に乗せられている。

・台室は則ち崇高、汙池は則ち広深。其の之を飾る所以の者は、以て丹・漆・青・黃・銀・玉□□有り。此れ其の情、美なるかな、爛なるかな。先王の目、美とせざるに非ざるなり。已にして周、何の故に茅茨枯柱為りや。曰く、美とするは是れ城を美とするに若かざればなり。 (II)

・裘・封・營・瑩・高台華築は、先王美とせざるに非ざるなり。然り而して左右の人縵帛の衣・疎縠の冠なるは、曰く、美とするは是れ兵を美とするに若かざればなり。 (II)

・務めて弓弩を檠し、車馬を脩めて馳驟し、兒虎を獵射して必ず之に勝つは、主、樂しまざるに非ざるなり。然れども之を為さざるは、曰く、務めは是れ暴を禁するに若かざればなり。 (II)

ここでは、恐らく当時の状況を反映すると思われる君主の個人

的奢侈の様と、周初を想定していると思われる先王の立場とが対比されている。

先王は、崇高なる台室や広深なる汎池、そして色鮮やかな丹・泰・青・黄・銀・玉などの装飾をすばらしいと感じなかつた訳ではない。しかし、茅茨枯柱に甘んじたのは、城塞の強化を、より重要と考えたからに他ならない。また、裘・瑩などの衣服・装飾品についても、先王はそれらの価値を認めなかつた訳ではない。しかしながら、「左右の人、縵帛の衣・疎穀の冠なる」状態であったのは、「兵を美とする」ことをより急務と考えたからである。そして、田獵の快感についても、先王は決してそれを認めなかつた訳ではない。しかし、単なる遊びに耽らなかつたのは、「暴を禁する」という大務を控えていたからである。かくの如く先王は、建築物や衣服・装飾品、そして田獵などの価値を一応容認しながらも、「美城」「美兵」「禁暴」等を大局的見地から更に重視したのである。

具体的には、「鐘鼎壺鑑、残して□□と為し」(II)「□□佩飾、尽く兵用と為」(II)し、また、「禁苑なれば則ち群を殲し、汎池なれば則ち尽く漁して以て戦士に食わ」(II)した。その結果、「当壯は聞いに奮い、老弱は守りに奮い、三軍の士、剣を握り敵を屠ること父母の仇に報するが若き」(II)であつたという。即ち先王は、国家的見地に立つ軍事力の強化を、個人的な奢侈に優先させていた、と『明君』は説くのである。これに対して当時の君主達は次の如く批判される。

今の世の主は則ち然らず。圈馬、菽粟を食い、戎馬、枯稗を食う。……侏儒、梁肉を食い、戦士、驂駒の食を食う。を行ふこと有りて、而も能く戦勝守固する者、臣未だ之れ嘗て聞かざるなり。(II)

君主の個人的欲望を充たす「圈馬」「侏儒」「奚婢」等の衣食が、「戎馬」「戦士」よりも上質であるとの状況は、前記の先王の場合とは全く逆に、君主の個人的な奢侈の面が、国家的な軍事の面よりも重視されていることを意味する。『明君』の批判は、こうした倒錯現象によつて「戦勝守固」することのできない当時の君主に向けられているのである。

以上、先ず、『明君』の法家の側面について検討を加えてきた。「明君」という名に対する「実」を要求し、しかもその「実」の内容を軍事力の強化であるとする点、また、結果主義・能力主義に立脚する尚賢思想を唱える点、更には、人間の欲望を自明のこととした上で、侵略する側の非ではなく、侵略される側の不備を責める点、そして、君主の個人的奢侈を戒めつゝ国家的見地から強兵を説く点など、『明君』の主張は、商鞅・韓非子の思想に種々類似する側面を持つ。但し一口に法家的とは言つても、飽くまで商鞅・韓非子等に類似する一面を持つといふに過ぎず、例えば、名実論を説きながら刑名參同術に言及せず、肝心な法思想そのものを欠くなど、戦国末の法家思想としての理論的水準は、それほど高くはなかつたと推測される。

それは、『明君』の思想が、こうした法家側面のみに止まるのではなく、実はその全体像がやや複雑な様相を呈していることにも起因する。そこで次章では、『明君』の今一つの側面、即ち儒家的側面について検討を加えてみることにする。

一、儒家的側面の検討

儒家思想との類似点として先ず注目されるのは、先王の尊重である。『明君』が理想とする君主像は、前章における君主の個人的奢侈を禁する箇所でも見られた如く、常に先王の姿として説明される。そして、『先王』の登場は、前記の資料に限らず、「夫れ先王、一人にして天下を有つ」（I）「夫の先王の天下を守取る所以は、固より世と理を異にすればなり」（I）「夫の故に先王、地は狭く人は少きも、□□□強、功は帝王に及ぶ」（II）「先王□□必勝するや、専ら以て身の為にするに非ず、以て天下の為にするなり」（III）の如く、ほぼ全編に亘っている。この点、同じ戦国末の所産でありながら、先王の権威の低下に苦慮して新たに「後王」概念を登場させた『荀子』や、明瞭に一線を画していると言える。

そして、この先王像は先述の如く、「已にして周、何の故に茅茨枯柱為りや。曰く、美とするとは是れ城を美とするに若かざればなり」（II）との主張から、恐らくは周初の先王を想定

して成立したものと思われる。『明君』のこの立場は、「久しきかな、吾れ復た夢に周公を見ず」（『論語』述而）と嘆いた孔子や、梁の恵王に王道政治を力説した孟子の立場を彷彿とさせる。先王の姿に借りて理想的君主像を説く『明君』のこの一面は、周初以前を理想の世界と仰ぐ孔子・孟子の立場と軌を一致していると言えよう。

次に、この点と関連して、『明君』が如何なる統治体制を理想としていたのかについて考えてみる。

夫の故に是を以て攻戦すれば、天下敢て塞がず、是を以て守禦すれば、天下敢て試さざるなり。夫の故に天子の臣・諸侯の君を遷す。（I）

故に夫の不勝の道為るや、固より有つを得る无し。□人の必勝と言は、何をか謂わんや。曰く、地をして攻敵せしめ、諸侯をして職有らしむ。目、色を極めて之を視、口、味を極めて之を食い、耳、声を極めて之を聴く。然らば則ち耳目の楽しみを養うは、必勝するに若くは莫し。邦を安んじ志を信ぶるは必勝するに若くは莫し。天下をして攻敵せしめ、諸侯をして職有らしむ。此れ豈に弱者ならんや。此れ強者なり。此れ豈に夫の制せらるる者ならんや。此れ人を制する者なり。故に勝と不勝と、此くの如く明らかなり。（III）

明君と賢臣の努力によつて天下統一に成功した場合、如何なる統治体制を採るかについて『明君』は、「天下の臣・諸侯

の君を遷し」「地をして攻敵せしめ、諸侯をして職有らしむ」と述べる。これらは主張から推測すれば、周王朝の理想であった封建制に近い体制が想定されていたのではないかと考えられる。もっともこの主張は、軍事的勝利を収めた明君は諸侯を自在に操作し得る、との点を強調する為のものであると考えられ、単純な封建制の主張と断定することはできない。しかし少くとも、「諸侯」は「職有」の存在として認められており、秦帝国の採用した郡県制とは明瞭に一線を画する主張であったと思われる。

この内、後半の資料に於て『明君』は、君主の欲望論を再び取り上げ、「必勝——使地攻敵・諸侯有職——強——制人」という関係を明示しつつ、これら一連の行為・状態が人間（君主）の欲望に合致することを強調する。先に『明君』は、個人的奢侈に走らうとする君主の欲望を禁じた訳であるが、ここでは、「耳目の楽しみを養うは、必勝するに若くは莫し」と、その欲望を何によって充足すべきかを明確にしたのである。また、これとは対極をなす「不勝——无得有——弱——見制」という関係をも同時に示し、この一連の行為・状態が如何に好ましくないか、如何に人間の不満を募らせるか、を暗に示す。

かくの如く、「攻戦」「守禦」「必勝」「制人」など、依然としてその軍事的色彩は濃厚である。しかしながら、「必勝」し、「人を制」した後、天下を如何に統治して行くかという点についての議論は、比較的の穩當である。嘗ての先王を思慕し、

封建制の如き体制を理想とした『明君』の姿は、その一面において、儒家思想に著しく類似していると言える。更に注目すべき第三の点として、儒家的徳目の尊重という点が挙げられる。

・先王、將に仁を広げ義を大にして以て天下を利せんとす。

(III)

・故に曰く、明君、広むるもの有り、大にするもの有り、処るところ有り、用いるもの有り、積むもの有り、待つもの有り、取るもの有り。以て夫の明君の広むる所の者は仁なり。大にする所の者は義なり。処る所の者は誠なり。用いる所の者は良なり。積む所の者は兵なり。待つ所の者は時なり。取る所の者は暴なり。故に曰く、仁を広むれば則ち天下之に親しみ、義を大にすれば則ち天下之に与し、誠に処れば則ち天下之を信じ、良を用いれば則ち天下之を敬し、兵を積めば則ち必勝し、時を待てば則ち功大にして、暴を取れば則ち害除かれ天下利するなり。

(III)

先王は、確かに軍事的勝利によって天下を統一する。しかし、その先王の目標は、「仁を広げ義を大にして以て天下を利」することにあると『明君』は述べる。但し右の内、後半の資料では、「広仁」「大義」「処誠」「用良」「積兵」「待時」「取暴」が並列の関係に置かれしており、「仁」「義」の優位はそれほど明確ではないかの如くである。しかしながら、その配列の順序や、「広仁」「大義」のみを特別に掲げる前半の資料から

推して、やはり「仁」「義」といった儒家的徳目に最終的な重点が置かれていたのではないかと考えられる。

この他、儒家的側面を示すものとして、「故に詩に曰く、高丘の下、必ず大峠有り。高台の下、必ず深池有り」(II) と、

僅か一箇所ではあるが、詩(佚詩)の引用が挙げられる。もちろん、自説の正当化のために詩を引用するのは、ひとり儒家に限定される訳ではない。しかし、右の「広仁」「大義」等の主張と相俟つて、詩の引用は注目に値する。少くとも、『明君』が単なる法家的或いは軍事的著作でないことを明らかに示している。

また、先述の如く、盛んに軍事力の強化を説き、法家思想との類似点を示しながら、法家思想の核となるべき法思想そのものが見られないことは、裏返せば、儒家的側面を支える重大な要素とも言えるであろう。

以上、二章に亘つて、馬王堆帛書『明君』に見られる二つの側面について検討を加えて来た。それによれば、『明君』は、商鞅・韓非子等の思想に類似する法家的側面と、孔子・孟子等の立場に類似する儒家的側面との二つを併存させていることが明らかになつた。先秦に於いて厳しい対立を見せる儒・法両思想が一著作の中に併存する現象は、極めて興味深い。

(III)

右の如く、「兵に非ざる者を以て兵を害う」こと、それが國家に「弱物」を「樹積」することであり、また逆に、軍事力を蓄積・増強して行くこと、それが「強物」を「樹積」するとい

そ�では、これら兩要素は、如何なる関係の下に併存しているのであろうか。即ち、矛盾したまま、或いはほぼ無関係なままに併置されているのか、それとも、いすれかに整合面が存在しているのか。

次に、この点について考察を加えてみる。そこで注目されるのは、『明君』に於ける次の如き「王」「霸」觀である。

人君に大務あり。人君の大務とは何ぞや。曰く、其の樹積する所に存り。其の樹積する所の者は何物なるや。曰く、弱物なれば、邦に半ばして削られ、邦に盈ちれば而ち亡。其の樹積する所、強物なれば、邦に半ばして霸たり、邦に盈ちれば而ち王たり。

(III)

「人君の大務」とは何かとの問い合わせに對し、臣は、「其の樹積する所」に留意することであると述べる。「弱物」を「邦」内に「樹積」して行つた場合、「邦に半ばして削られ、邦に盈ちれば而ち亡」び、また逆に、「強物」を「樹積」して行けば、「邦に半ばして霸たり、邦に盈ちれば而ち王たり」得ると説く。

それでは、「強物」や「弱物」を「樹積」するとは、具体的には何を意味しているのであろうか。

樹強とは奈何。曰く、兵に非ざる者を以て兵を害う母かれ。

三、王霸觀の検討

うことであると思われる。この点は、前記の欲望論と重ね合せると、より容易に理解できる。即ち『明君』は、君主の個人的

奢侈と国家的見地からの強兵とを対比して前者を否定した訳であるが、ここで説かれる「兵に非ざる者」とは、その君主の個人的奢侈を、また「兵」とは、その国家的見地からの強兵を各々

意味するものと考えられる。ただ、ここでより注目すべきなのは、そうした強弱の対比そのものではなく、「樹積」の分量によって国家・君主が「霸」或いは「王」へと昇格し、また「樹弱」の度合によって「削」或いは「亡」へ顛落するという、その特異な王霸觀である。

かかる王霸觀は、王道と霸道、儒家的要素と法家的要素との厳しい対立を解消させ、両者の併存を許容することとなる。

『明君』は、天下統一までの過程に於ては、主として軍事力の増強と戦闘に於ける勝利を主張し、統一以後の目標としては、更に仁義の拡延を掲げていた。また『明君』では、「充軍」「攻戦」「必勝」など、従来霸者の行為とされていたものが、すべて「先王」の行為に摺り換えられてもいた。この王霸觀は、中国思想史の上で、どのような意味を持っているのであろうか。

先秦から漢代に至る王霸觀の展開については、日原利国氏「王道から霸道への転換」に明快な説明が見られる。

- ・孟子は王道と霸道を峻別して、霸道を厳しく排撃した。
- ・荀子に至って、霸者は、王者—霸者—強者—危者—亡者と、いう価値の序列の中に組み入れられた。

・董仲舒・桓譚・王充など儒教国教化以後の思想では、王霸に質的な違いを認めず、程度差とした。

・孟子の王霸觀を桓譚・王充らの王霸等質觀へと転換させたのは、漢初の『公羊傳』の論理であった。(荀子の王霸觀には転換の論理が不足していた。)

・『公羊傳』には「霸者の王者化」が見られ、そこでは、王者と霸者の違いは倫理の濃淡の差にすぎないとされている。日原氏の見解をまとめるに概ね右の如くなるが、こうした王霸觀の流れの中に於て、『明君』の主張は如何なる位置を占めていると言えるであろうか。『明君』は、王霸の間に明確な質的隔離を設けなかつたのであるから、『公羊傳』と同じく、一つの大きな転換点に位置していた、と評価できるであろう。

しかしながら、戦国末の成立と思われる『明君』が既に『公羊傳』と類似する王霸觀を述べていたことは、直ちに次の如き疑問を生じさせるのではなかろうか。即ち王霸觀の展開の上で、『公羊傳』が大きな転換点に位置すると言つてよいのか、また、そもそも、先秦から漢初に至る王霸觀は王道から霸道への転換を遂げたのか、という疑問である。

そこで、『公羊傳』に先行すると思われる諸思想に視野を拡大し、王霸觀の流れを今少し検討してみることにしよう。

先ず、『尉繚子』には、「独り出で独り入る者は、王霸の兵なり」(制談篇)の如く「王霸」を連称する表現が見られる。これは、王者と霸者を一応区別しながらも、両者の質的差等を

それほど厳格に考えていないための表現と思われる。また、この連称表現は、『呂氏春秋』にも、「王霸を成す者」（審分覽知度篇）の如く見ることができる。

次に、『管子』では、「一を明らかにする者は皇、道を察する者は帝、徳に通する者は王、謀得て兵勝つ者は霸」（兵法篇）の如き表現が見える。ここに、皇—帝—王—霸という段階は存在するものの、「霸」は決して否定されている訳ではない。むしろ、「故に夫の兵は備道至徳に非ずと雖も、然り而して王を輔け霸を成す所以なり」（同）の如く、「王」と共に高く評価されている。

また、馬王堆帛書『老子』乙本の巻前古佚書『經法』『称』等の王霸觀も見過ごすことはできない。これらは、戦国末から漢初の思想界に大きな影響力を持つたとされる黄老道の実態を明らかにし得る資料として、現在注目されている文献であるが、

その中には、「帝者の臣、名は臣なるも其の実は師なり。王者の臣、名は臣なるも其の実は友なり。霸者の臣、名は臣なるも其の実は賓なり。危者の臣、名は臣なるも其の実は庸なり。亡者の臣、名は臣なるも其の実は虜なり」（『称』）と説かれていている。右の『管子』同様、帝—王—霸—危—亡の段階は見られるものの、決して「霸」は否定されてはいない。批判の対象とされているのは、「霸王、甲士を積みて服さざるもの」を征す。

罪に当たるものと誅禁して其の利を私せず。故に令天下に行なわれて敢て聽かざるもの莫し。此れ自り以下は、兵戦力争し、

危亡に日无し。而るに其の従りて来る所を知る莫し」（『經法』六分）という主張から明らかに如く、「此れ自り以下」、即ち霸者未満の者である。また、「二文一武を用うる者は王たり」（同）の如く、王者の内実に「武」を含むとの見解も示されている。

右の如く、『公羊伝』に先行すると思われる諸思想に於ても、『明君』『公羊伝』に類似する思考は散見する。或る者は「王」と「霸」を「王霸」と連称し、或る者は、王霸の間を程度の差と考え、共に高く評価していた。そして、これらの文献に共通する特徴としては、いずれも「軍事」についての現実的な思索が見られること、「儒家的」「法家的」といった枠組では把握し切れない内容であること、などが挙げられる。その特徴は、正しく『明君』の特徴そのものであると言えよう。

とすれば、王道から霸道への転換という捉え方は、この時期の思想界全体には適用し難いのではなかろうか。一たび視野を儒家以外の諸思想に拡大すれば、王霸の別を声高に叫ぶ孟子の姿こそ、むしろ特異であったと言えるであろう。先秦から漢代に至る王霸觀については、王霸の間を流動的ある或いは並列的に捉えようとする思考が早くから広く存在し、それが董仲舒以後の王霸等質觀へ展開して行つたと考える方が、より妥当であるようと思われる。

なお、浅野裕一氏は、日原論文の考察が儒家の内部に限定されていることを指摘した上で、銀雀山漢墓竹簡『孫子兵法』九

地篇の「四五の者」として智らざれば、王霸の兵には非ざるなり。彼の王霸の兵は、大国を伐たば、則ち其の衆は聚まるを得ず」という王霸両者を同等に評価して連称する表現、また、『呉子』図国篇の「三勝する者は霸たり。二勝する者は王たり。一勝する者は帝たり」という、王霸を単なる程度の差異として連続的に把握する思考、などを具体例として掲げ、「漢代の王霸等質論は、公羊伝の論理を待つて出現した新説ではなく、敢えて例外的な孟子の説を採らずに、単に先秦の主流的な王霸觀を踏襲したものに過ぎない、と考えることもできるかと思う」と述べられる。⁽⁵⁾

また、田中麻沙巳氏は、孔子—孟子—荀子—公羊伝という儒家の系譜内に限定して考えてみても、その見方自体に問題点があることを次の如く指摘される。

- ・『公羊伝』は文と質、理念と現実とを峻別するいわば文質二元論であり、これが一元論に発展する傾向は、この伝には見当らない。
- ・従つて、公羊伝から「王者と霸者の違いは倫理の濃淡の差にすぎないと解釈」が導き出せるか否かは不明で、むしろ導き出せるのは、本篇で挙げられる荀子からではなかろうか。
- ・荀子には王・霸を「上下の段階の違いにすぎない」、「倫理の濃淡にすぎない」とする見方の素因が現にあり、これが漢に至つて、「春秋之道、大得之則以王、小得之則以霸、

……霸王之道、皆本於仁」、(『春秋繁露』懸序)以下の王霸觀に展開する、と解するのが自然ではなかろうか。

・齊桓の霸業への孔子のこの肯定的な姿勢が、荀子に継承され、その霸者評価となり、更に漢代の王霸等質論へと連なる、と見る方が妥当ではなかろうか。

そして、こうした王霸觀が漢代の王霸等質觀へ連続するのであれば、『明君』と漢代思想界との密接な関係を予測することができるであろう。そこで、この『明君』の思想を念頭に置きつつ、漢代初期の思想界に目を転じてみることにする。

秦帝国の崩壊は、法家思想への深刻な反省を喚起した。しかし、当時の思想界は、儒家思想への全き回帰を遂げたのではないか。「文武并用は、長久の術なり」(『漢書』陸賈伝)と言われる如く、やや折衷的傾向を帶びていた。陸賈は、「嚮に秦をして以て天下を并せ、仁義を行ない、先聖に法らしめば、陛下安んぞ得て之を有たん」(同)と、「武」によつて天下を統一した秦が、もしも「文」によつて天下を統治していれば、漢帝国の成立はなかつたと述べ、馬上に天下を取つた劉邦を戒める。こうした「文武并用」或いは「武」による勝利の後の「文」による統治などは、先の『明君』の主張を彷彿とさせるものがあ

また、婁敬は、「天下、周に朝する莫し。周、制する能わす。徳の薄きに非ず、形勢弱ければなり」（『漢書』婁敬伝）と、「徳」と「形勢」の両備を主張し、「形勢」の伴わない観念的な徳治主義を避けた。更に鼃錯は、「服習以て成し、遷徒步を令する勿かれ。……此くの如くして効むるに厚賞を以てし、威するに重罰を以てすれば、則ち死を前にして踵を遠ざす」（同、鼃錯伝）と、共同体の尊重を前提に「厚賞」「重罰」を積極的に支持し、「此れ五伯の徳もて天下を匡し、威もて諸侯を正し、功業甚だ美しく、名声章明なる所以なり」（同）と、「威」「徳」の併用を主張する。

従つて、秦帝国の遺産は全く灰燼に帰したのではなく、漢初の思想界に巧みに取り込まれて行つたと考えてよいであろう。事実、例えは「臣願わくば、頗る古礼を采り秦儀と雜えて之を就さん」（同、叔孫通伝）と、部分的な「秦儀」の採用を明確に主張する立場さえあつた。漢初において、孔子・孟子の時代への回帰は、「通笑いて曰く、若ら眞の鄙儒、時変を知らず」（同）と罵られる如く、もはや時代の要請とは大きく懸け離れた立場であったと言える。

こうした文武併用・儒法折衷的傾向は、確かに秦帝国の滅亡によって表面化した。しかしながら、漢初の思想界は、秦帝国の立場を部分的にとは言え、どのような理論で取り込んで行つたのか。また、戦国末の世に於て、法家思想を背景に猛進する秦の姿に、全く危機感は持たれなかつたのか、と考えてみる時、

『明君』の思想史的意義が改めて浮上してくることになる。王者と霸者を程度の差とし、「充軍」「必勝」と「広仁」「大義」とを同居させる『明君』の思想は漢初の思想界を予兆するかの如き存在である。もつとも、陸賈や婁敬など漢初の諸子が、『明君』そのものを引用している訳ではなく、直接的な影響関係を論断することはできない。しかし、彼等の議論の背後に、『明君』の如き思想の存在を読み取ることは容易であり、またそう考えることによって、突如折衷的傾向を見せるかの如き漢初の思想界を、より明快に理解することができるであろう。即ちそうした折衷的思索は、秦帝国の滅亡を待つて俄かに開始されたのではなく、秦の急成長を横目で睨みながら既に着々と進められていたと考えられるのである。

また換言すれば、そうした思索は、独走する秦への、また法家思想への、深刻な危機感の表われであつたとも言える。『明君』は法家思想の魅力を充分に理解しつつ、同時にその恐るべき欠陥にも気づいていた。その結果、『明君』は、王者の霸化とも言える特異な王霸觀を整合面とする法家的要素と儒家的要素との統合を図つたのである。そして、こうした儒法折衷傾向は、漢初の思想界の前触れとなり、また、王霸の連続性を容易にした点は、漢代王霸觀の先駆けともなつたのである。

以上、本稿では、馬王堆帛書『明君』の分析を通して、その思想史的意義について考察を加えてきた。その結果は前章末尾に要約した通りである。

しかし、その思想史的意義にも拘わらず、『明君』は古佚書として永い眠りに就かねばならなかつた。その要因としては、戦火による亡佚、伝承者の不在など、様々な推測が可能であろう。但し、その最大の要因は、『明君』の思想内容そのものに求めることができるのはなかろうか。

その儒法折衷的傾向や王霸觀が、漢初の思想界との連續性を持つことは、既に論述した通りである。『明君』の王霸觀は漢代の王霸等質觀の先駆的存在であり、また、その儒法折衷的傾向は、陸賈・婁敬・鼃錯・叔孫通などの主張と軌を一にするものであった。しかしながら『明君』の思想には、漢代思想界の希求した不可欠の要素が、大きく欠落していたのではないか。

それは、天道説である。王霸の並列化や儒法の折衷化は、漢代思想界の求めた重要な思索であった。しかし、その並列化や折衷化は、実際統治の場に於て、何を規範として具体化すればよいのか、また、何がそれを保証してくれるのか、という疑問が次に頭を擡げてくるであろう。その時、『明君』には存在せず、董仲舒にはその最大の特色として存在するもの、即ち天道説の問題に行き当たるのである。董仲舒に於ける天道が、皇

帝権力を保証及び抑制するという二重構造を持つ存在することは、夙に指摘されているが、『明君』には、こうした天道への思索が全く存在しないのである。⁽¹³⁾

また、儒法折衷的とは言いながら、肝心の法思想そのものを持たなかつたという点も、大きな要因の一つであると思われる。商鞅・韓非の思想も、天道説を持たないという点に於て、それ自体は『明君』と同じ欠陥を抱えていた訳であるが、それらはむしろ、その明快な法思想・法術思想の存在によつて、様々な形を変えながら漢初の思想界に取り込まれていつたのではないかと思われる。これに対して『明君』では、この法思想という点に於ても、大きな反響を与えることはできなかつたと考えられる。

漢初の思想界は、こうした『明君』の思想を、一面に於て吸収しつつ、また一面に於て乗り越えて行つたのである。

注

(1) 『馬王堆漢墓帛書「壹」』（文物出版社、一九八〇年）

参照。

(2) 以下、『明君』の訓説に際しては『馬王堆漢墓帛書

〔壹〕』の訛文に従う。但し、同書に附された写真版・注釈や私見により字句を改めた箇所がある。また、原文の欠落部分についても、同書の注釈や私見により可能な箇所については出来るだけ復元を試みることとした。

(3) 「明君」の原文は、『馬王堆漢墓帛書「壹」』の改行と「・」印とによって、全体が次の三節に分かれていることがわかる。

I 「臣以」～「令行」写真版四〇四行～四二一行

II 「壺室」～「聞也」写真版四二一行～四三三行

III 「人君」～「下利」写真版四三四行～四五一行

そこで以下、各資料のおおよその位置を示すため、右の区分に従つて各訓読文の末尾に (I) (II) (III) の如き記号を付すこととした。

(4) 『中国哲学史の展望と模索』(創文社、一九七六年) 所収。また、『漢代思想の研究』(研文出版、一九八六年) に再録。

(5) 『尉繚子』については、從来、偽書とする説が有力であったが、銀雀山漢墓竹簡の発見により、先秦の古書であることがほぼ明らかになった。『尉繚子』の成立時期や思想内容については、拙稿「『尉繚子』の富國強兵思想」(『東方学』第六十九輯、一九八五年) 参照。

(6) 以下、「經法」「稱」の引用に際しては、『馬王堆漢墓帛書「壹」』(文物出版社、一九八〇年) に依る。

(7) 日原利国氏『漢代思想の研究』に対する浅野裕一氏の書評。『集刊東洋学』五七(一九八七年) 所収。

(8) 『漢代思想の研究』に対する田中麻沙巳氏の書評。『東洋史研究』第四十五巻第三号(一九八六年) 所収。

(9) 『明君』の残したこのような課題を更に乗り越えんと努め、董仲舒の先駆的役割を果たした思想として、『經法』『稱』等の出土文献、及び『管子』などを挙げることができると思われる。この点については拙稿「塩鉄論争に見る管子と董仲舒の思想」(『日本中国学会報』第三十九集、一九八七年) 参照。

〔付記〕

本稿は、昭和六十一年度・文部省科学研究費・奨励研究(A)による研究成果の一部である。